

平成11年度の税制改正が決定しました。昨年のような大幅な改正ではありませんが、注意しなければならない点があります。主な改正点を挙げましたので、ご参考にして下さい。

## 【1】法人課税について

法人税率・法人事業税率が昨年に引き続き、引き下げになります。

法人税	年800万円以下	28.0%	25.0%	22.0%
	年800万円超	37.5%	34.5%	30.0%
法人事業税		※注意 平成10年3月31日以前 開始事業年度	平成10年度改正 平成10年4月1日以降 開始事業年度	平成11年度改正 平成11年4月1日以降 開始事業年度
	年400万円以下	6.0%	5.6%	5.0%
	年400万円超			
	年800万円以下	9.0%	8.4%	7.3%
	年800万円超	12.0%	11.0%	9.6%

(※注意：この事業年度については年400万円を年350万円に、年800万円を年700万円に置換えて下さい。)

## 【2】個人課税について

### (1) 所得税

#### ① 定率減税

平成11年度も所得税減税があります。昨年と方法が違いますのでご注意下さい。

- ・平成11年度分の所得税額の20%相当額で、最高25万円。
- ・実施時期は平成11年4月1日以後に支払う給与より適用ですが、詳しい内容がまだ決まっていないので後日お知らせします。

#### ② 最高税率の引き下げ

- ・現行 課税所得 3,000万円超 50%
- 改正後 課税所得 1,800万円超 37%

#### ③ 扶養控除額の引き上げ（子育て教育減税）

- ・16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額  
現行 38万円 → 改正後 48万円（今回より初めて）

ご注意ください！！  
すぐに対応する項目です。

- ・16歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）に係る扶養控除の額  
現行 58万円 → 改正後 63万円（昨年に引続き増額）

## (2) 住宅・土地税制

平成11年1月1日から平成12年12月31日までの2年間限定です。

### ① 住宅ローン控除制度の創設

- ・今までの住宅取得等特別控除が期限付きで大幅に改正されたものです。
- ・住宅取得等特別控除より条件がかなり緩和されています。

	住宅取得等特別控除	住宅ローン控除
住宅借入金の上限	3,000万円	5,000万円
控除期間	6年	15年
控除対象物件は	建物	建物と敷地の土地
建物の面積は	240㎡以下	上限なし

#### ・控除期間及び控除率

	1年目 ～6年目	7年目 ～11年目	12年目 ～15年目
借入金に対する控除率	1.00%	0.75%	0.50%

その他にも緩和項目がありますが主なものをあげています。

### ② 譲渡損失の繰越控除制度の創設

- ・〔要件1〕5年超居住していた居住用財産（家屋又は土地等）を売却し、一定の要件の居住用財産を購入し、居住した場合。
  - ・〔要件2〕売却した居住用財産が損失を出して売却した場合。
- 上記要件を満たす場合、その損失額を3年間、他の所得と通算出来ます。

**注意 ①と②は併用できません。**

住宅、土地税制について当てはまりそうな不動産取引をお考えの方はご連絡下さい。予想の税額計算等を行い、詳しい内容をお知らせいたします。

## 【3】情報通信機器（パソコン、コピー等の予定）の購入について

平成11年4月1日から平成12年3月31日までの1年間限定です。

個人事業者・法人が取得価格100万円未満の一定の情報通信機器を取得する場合、通常は資産に計上しますが、上記1年間に限り取得価格の全額を経費に計上することが認められる見通しです。

詳しいことが分かり次第、後日お知らせいたします。

《その他、不明点、ご質問がありましたら、お気軽にご連絡下さい。》